

令和6年10月10日

第16回水俣市農業委員会

## 第16回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 庁舎2階会議室A B
- 2 開催日時 令和6年10月10日  
開会 9時30分  
閉会 10時26分
- 3 出席委員  
農業委員 13名  
1番 坂本 隆司 君 9番 戸次 治夫 君  
2番 竹下 正治 君 10番 稲田 祐市 君  
3番 中村 清治 君 11番 廣島 康雄 君  
4番 金田一充章 君 12番 前田 仁 君  
5番 淵上 正嗣 君 13番 山下 隆敏 君  
7番 山内 英明 君 14番 鬼塚 浩三 君  
8番 西本 和代 君  
推進委員 11名  
16番 蒔元 政廣 君 24番 森下 義孝 君  
17番 竹本 義幸 君 25番 坂口 新一 君  
18番 嶋田 一成 君 26番 山口 初憲 君  
19番 岡本 成道 君 27番 古里 君廣 君  
22番 池田 郁雄 君 28番 山澤 親徳 君  
23番 松本 公昭 君
- 4 欠席委員  
農業委員 1名 6番 寒川 勝 君  
推進委員 3名 15番 宮森 功房 君 20番 中村 幸充 君  
21番 鐘ヶ江鼓子 君
- 5 議事日程  
第1 議事録署名委員の選出  
第2 議第56号 農用地利用集積計画の申出について  
議第57号 農用地あっせんの申出について
- 6 農業委員会事務局  
局長 山村 良一  
主幹 遠山 悦史  
主任 山内 哲郎  
主任 山本 千夏

<p>議 長 (坂本隆司君)</p>	<p>只今より、第16回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は、13名です。 欠席者は、6番、寒川委員です。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、7番、山内委員、8番、西本委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は、11名です。 欠席者は、15番、宮森委員、20番、中村委員、21番、鐘ヶ江委員です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、私が読み上げます。</p>
<p>1番委員 (坂本隆司君)</p>	<p>農業委員会憲章 1つ、農業委員会は、農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (遠山悦史君)</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告事項について、ご説明申し上げます。 報告事項(1)農地転用許可後の工事の完了について、でございます。 議案書は、1ページになります。 1件ございます。 個人住宅及び進入路への転用目的となります。 表の左から2列目の会議日に御審議いただき、その後、隣の列の日付で、許可を受けた件につきまして、右側から2列目の日付で、工事完了報告書の提出がありました。 そこで、右端の事務局確認日におきまして、農業委員及び事務局で現地を調査しましたところ、許可内容のとおり工事が完了していましたので、御報告申し上げます。 以上で、報告事項を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。 議第56号、農用地利用集積計画の申し出について、を議題といたします。</p>

	<p>まず、新規設定の2番から審議した後に、再設定を審議し、最後に新規設定の1番を審議いたします。</p> <p>新規設定の2、3、4番は、私の担当ですので、私から説明します。</p>
1 番委員	<p>議第56号、農用地利用集積計画の申し出、新規2、3、4番を説明いたします。</p> <p>2番、貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目、台帳は田、現況は畑です。 面積は、812㎡。 始期終期は、令和6年11月1日から令和11年10月31日まで、期間5年。 利用目的は、玉葱。 借賃は、無償。 利用権の種類は、使用貸借権です。 借人が同じですので、3番、4番は、一緒に説明します。 3番も貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目、台帳は田、現況は畑です。 面積は、455㎡。 始期終期は、令和6年11月1日から令和11年10月31日まで、期間5年。 利用目的は、玉葱。 借賃は無償で、使用貸借権です。 4番も貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 3筆あります。 地目は、台帳現況ともに田です。 3筆合計、1,131㎡。 始期終期は、令和6年11月1日から令和11年4月30日まで。 これは裏作になります。 田の後ですので、11月1日から4月30日までになります。 期間は4年6ヶ月。 利用目的は、玉葱。 借賃は無償で、使用貸借権です。 借人の方は現在、新規就農で面積も広げているところです。 申請地は、6ページをご覧ください。 ここは、山内委員のほうから連絡があり、借りる事になりました。 あと、奥の2つのほうがですね、現在は稲を作っておられて、一緒の所なので、裏作で借りないかと貸人のほうから連絡がありまして、それなら管理しますと。 その後も、そのまま1年間借りれる状況になっているのかなと思います。 借人の方も非常に頑張っておられて、専門的に広げているところです。 玉葱の苗床には利便性の良い所で、苗を作るには水があるので。 田を止めてあったんですが、見に行ったら、水を流して貰ってい</p>

	<p>ますので良かったと思っています。</p> <p>従って、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると考えますので、御審議の程よろしく申し上げます。</p>
11番委員 (廣島康雄君)	はい、議長。
議長	はい、11番、廣島委員に申し上げます。
11番委員	<p>農用地利用集積計画の申し出の再設定、4ページです。</p> <p>1、2、3、4番と続けていきますので、よろしく申し上げます。再設定の1番です。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況ともに畑です。</p> <p>面積は、1,042㎡。</p> <p>始期終期は、令和6年11月1日から令和9年10月31日まで、3年間です。</p> <p>利用目的は、玉葱。</p> <p>借賃は、議案書記載のとおりです。</p> <p>利用権の種類は、賃借権です。</p> <p>借人の方は、元推進委員で、1ヘクタールほど耕作されておりまして、作業日数も200日を超えて農業を営んでおられます。</p> <p>貸人の方は、農業が出来ないので、借人さんに続けてやってくださいということでしたので、引き受けることにしたということでした。</p> <p>2番は、貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況ともに畑です。</p> <p>3筆合わせて、2,590㎡です。</p> <p>始期終期が、令和6年11月1日から令和11年10月31日までの5年間です。</p> <p>利用目的は、野菜です。</p> <p>利用権の種類は、使用賃借権。</p> <p>3番も一緒なので、3番まで説明させていただきます。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は、記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況ともに畑です。</p> <p>面積は、1,042㎡です。</p> <p>始期終期も、令和6年11月1日から令和11年10月31日までの5年間です。</p> <p>利用目的は、野菜です。</p> <p>借賃は無償。</p> <p>利用権の種類は、使用賃借権です。</p> <p>借人の方も、現在、再設定ですが、綺麗に畑をしておられます。</p> <p>2番、3番の借人の方も、約1ヘクタール耕作されており、農業の作業日数も、殆ど毎日出られています。</p> <p>2番の貸人の方は、高齢で出来ないなので、そのままやってくださいということでした。</p>

	<p>同じく3番の貸人の方も高齢で出来ないということで、借人の方に続けてお願いされました。</p> <p>4番です。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況ともに畑です。</p> <p>面積は、15,024㎡です。</p> <p>始期終期は、令和6年11月1日から令和16年10月31日までの10年間です。</p> <p>利用目的は、果樹。</p> <p>借賃は、議案書記載のとおりです。</p> <p>利用権の種類は、賃借権です。</p> <p>借人の方は、元推進委員で、前から果樹をされていまして、貸人の方から高齢で是非、このまましてくださいということをお願いされ、借人の方も快諾されました。</p> <p>樹園地も綺麗になっていました。</p> <p>以上ですが、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると思われますので、御審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御質疑、御異議もないようですので、議第56号、農用地利用集積計画の申し出について、新規設定の2、3、4番及び、再設定の1、2、3、4番については、承認してよろしいでしょうか。</p>
	<p>(異議なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御異議もないようですので、議第56号、農用地利用集積計画の申し出について、の新規設定の2、3、4番及び再設定の1、2、3、4番については、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議第56号、農用地利用集積計画の申し出について、の新規設定の1番を審議いたします。</p> <p>なお、新規設定の1番の借り人である、7番、山内委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することはできませんので、山内委員の退場をお願いします。</p>

	(山内委員退場)
1 番委員	<p>私から説明いたします。</p> <p>議第56号、農用地利用集積計画の申し出、新規設定の1番について説明いたします。</p> <p>貸人、借人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況ともに田です。</p> <p>面積は、549㎡。</p> <p>始期終期は、令和6年11月1日から令和7年10月31日までの、期間1年。</p> <p>利用目的は、玉葱。</p> <p>借賃は無償で、利用権の種類は、使用貸借権です。</p> <p>借人は、玉葱で頑張っておられます。</p> <p>玉葱と田ですね、稲作です。</p> <p>申請地は、5ページをご覧ください。</p> <p>ここは前に、違う方が借りておられたのですが、作れないので借りてほしいということで、放棄地等を解消するために、借人が借りるということです。</p> <p>この隣は、借人の田です。</p> <p>基盤整備が済んでいる所ですので、補助事業がかかっている所ですので、遊休農地等は、避けなければいけない所ですので、良かったと思います。</p> <p>従いまして、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしていると考えますので、御審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第56号、農用地利用集積計画の申し出について、の新規設定の1番については承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第56号、農用地利用集積計画の申し出について、の新規設定の1番については、承認することに決定いたします。</p> <p>山内委員の入場を認めます。</p>

	(山内委員入場)
議 長	<p>続きまして、追加議案の議第57号、農用地あっせんの申出について、を審議いたします。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	<p>追加議案の議第57号、農用地あっせんの申出について、説明いたします。</p> <p>先程、事務局から説明を行いました、農地移動適正化あっせん事業になります。</p> <p>今回は、所有者から売渡の申し出になります。</p> <p>申出人は、議案書10ページ1番に記載のとおりです。</p> <p>土地の所在は、記載のとおりで、地目は台帳現況ともに畑で、面積は、記載のとおりです。</p> <p>1筆の一部が転用されており、農地部分の面積となります。</p> <p>現在、貸借により耕作されている方がおられますので、あっせんが成立した場合、合意解約手続きと、所有権移転手続きを行うこととなります。</p> <p>あっせん委員の案としましては、水俣市の農地移動適正化あっせん基準で、農地利用最適化推進委員から2名指名することになっています。</p> <p>申出人である所有者は、市外にお住まいですので、農地の地区担当委員である、鐘ヶ江委員と、現在の耕作者の地区担当委員である宮森委員を事務局案として、提案させていただいています。</p> <p>申出地は、議案書11ページをご覧ください。</p> <p>農業振興地域の農用地区域内で、管理も行き届いている優良農地になります。</p> <p>農地所有者である申出人に確認しましたところ、高齢で農作業が出来なくなり、今後、身内も耕作が見込めないで農地を譲りたいとの意向でした。</p> <p>また、農業公社を通して、売買したいとの意向でしたが、農業公社に相談したところ、要件等があり、取り扱いが難しいとの回答であったため、今回のあっせん申し出となった、との事です。</p> <p>また、特定の方との契約等も行われていないとの事です。</p> <p>よって、水俣市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の各要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長	事務局より説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

9番委員 (戸次治夫君)	はい。
議長	はい、9番、戸次委員。
9番委員	これは、あっせん委員を決める議案なのですか。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>今回は、この申し出を受けていいのか、というのと、あっせん委員を、この2人にさせて頂くというところまでになります。</p> <p>ここで、あっせん委員が決まりましたら、候補者名簿の中から選定しまして、出し手と受け手の候補者とあっせん委員の方が入り、あっせん会議というのを想定しております。</p> <p>そこで、あっせんが成立すれば、売買に進むというような流れを予定しております。</p>
9番委員	はい、議長。
議長	はい、9番、戸次委員。
9番委員	今回は、売渡しの申し出ということですが、先程、貰った資料には、売渡し、貸付け、交換とか、いわゆる利用権などを申し出たい人は申し出でいいということですか。
議長	<p>地主さんが、あっせんをしてくれと、公社に来たんでしょ。</p> <p>公社に来たけど、公社は扱わないということで農業委員会に来たのですから。</p> <p>出し手からの依頼。</p> <p>今、現在、新規就農で利用権をされているんです。</p> <p>本当は、そこで売買になった時に決まれば良かったんだけど、その流れは我々には分かりません。</p> <p>出し手が公社に行ったけど、公社は扱わないということで、農業委員会に言ってきたから、事例が無いけど来たということですよ。</p> <p>今、現在借りている人が持っておけばそれで終わる事ですけど、取らないとなれば、誰かにあっせんをしなければいけないというのが、農業委員会の役目かなと思いますので。</p> <p>新規就農で、5年くらいですかね。</p> <p>出し手の方が売りたいということになったから、買い手を探している。</p> <p>今、借りている人がそのまま買えばいいわけですよ。</p>

	決まらない時は、誰かにあっせんをしてください、と申し出が出ているから、しなければならない。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	<p>あっせんの成立ということになれば、この方からこの方へ所有権移転をしますということで、改めて3条の手続きに移っていくこととなります。</p> <p>先程、戸次委員が言われた、売渡し、貸付け、交換の件ですが、今までは恐らく、各委員さんを通じて、この会議に上がってくるまでもなく、話が付いていったので、あっせん事業としての提案とか、この場で、はかる迄もなかったのかなと、その前に話が付いていたのかなと思います。今回は、農業公社からの流れで、この制度を利用したいと申し出があったので正式に手続きを踏んで、提案させていただきました。</p>
議 長	<p>内容はどうなっているか分からないけど、あっせん事業にかけてくるわけで、今までも公社の利用権が説明するのに分配しているでしょ。</p> <p>自分達で決めて分配しているんですね。</p> <p>この場合も、我々はわかりませんよね、ただ、あっせんしてください、と申し出があったので、本人達がどういう話し合いをしているのか、分からない。</p>
7 番委員 (山内英明君)	はい、議長。
議 長	はい、7番、山内委員。
7 番委員	買うと決まっているわけじゃないんですね。
議 長	<p>そこは分からない。</p> <p>この、あっせん事業の中で出てきたときに、どうなっているのか、蓋を開けてみないと分からないから、あっせんしてくださいと来たわけでしょ。</p> <p>我々には分からない。</p> <p>今、もし利用権をしている人が取らなければ、出し手は手放したいので。</p>
7 番委員	<p>農業委員会が、あっせんをしろ、ということですか。</p> <p>結局、売り手と買い手の条件が合わなかったら、売買が成立しないでしょ。</p>

	<p>成立しなかったら、農業委員会がまた新しい買い手を探してこいということですか。</p>
議 長	<p>だから、今、候補者を3人決めてあるわけでしょ。 第一段階で成立しなければ次で、成立しなければこれはもう。</p>
7番委員	<p>最後はあっせん打ち切りになってるみたい。</p>
議 長	<p>申し出があったから我々の職務でしなければならない。 職務ですので。 出し手と買い手が決まっているかもしれないし。</p>
8番委員 (西本和代君)	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、8番、西本委員。</p>
8番委員	<p>漠然と借り手が分からないままに手を挙げてもいいんですか。 あっせんしてくださいって。 どなたか目ぼしい方が決まっていて、自分達で交渉が困難だからとかいう理由で、あっせんをお願いするのではなく。 借り手がなくて、農地をどうにかしてくださいという話が実際に来ていて、面積や場所等で、なかなか借り手が付かないものも、 こういうのに載せたら優先的じゃないのでしょ。 借り手を探すのが。 どういうシステムなのか分からないのですが。</p>
議 長	<p>第一候補は、今、利用権をしている人が第一候補です。 あっせん事業に載せてくれば、そこの農業委員が一応あたるんでしょ。 農業委員は、この場を決定する立場ですから、するのは最適化委員がいる。 この場合は、農業委員は関わらない。 これが上がってきたときに、農業委員は、決定をするだけのこと。</p>
事務局	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局。</p>
事務局	<p>あっせん候補者名簿というのが、認定農業者等、担い手の方を中心に名簿にしてありまして、この中から候補者を選んで、あっせんを行うと、優先順位ですね。 と、いうことになるんですが、この中から成立しなければ、あっせん打ち切りという流れになる、実際今までに相談があって、どな</p>

	<p>たか引き受けてくれる人はいないのかと、流れとしては変わらない、          と言ってはあれなんです。</p> <p>今までは、書類を通さずにされてる内容を、今回は、書類を通してする形になるということになります。</p>
7 番委員	はい、議長。
議 長	はい、7 番、山内委員。
7 番委員	通せば税制優遇があるってことなんでしょ。
議 長	公社だけでしょ。
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	<p>今回、7年の3月までの制度を書いてあるんですが、農業公社を通すと8,000,000円控除と、登記までしてくれる、というのがありますが、今回は、あっせん事業ですと、8,000,000円控除があるということです。</p> <p>登記は自分達でしないといけない。</p> <p>該当しなかった事例もあるようなので、そこは税金の管轄している所に確認しなくてはいけないんですが、これでやり取り、売買をしたけど、8,000,000円控除にならなかった事例もあるようです。</p>
議 長	<p>出し手もあっせん事業のほうが、税金がかからないから。</p> <p>それで持ってきているかもしれないし。</p> <p>実際はできているかもしれないし、そこは我々には分からないので。</p> <p>これに載せてくださいとの事なので。</p>
7 番委員	はい、議長。
議 長	はい、7 番、山内委員。
7 番委員	<p>あっせんの基準がありますよね。</p> <p>あっせんする人の基準。</p> <p>取得后面積、基準面積とは、どれくらい？</p> <p>あっせんの優先とは、認定農業者及び認定就農者を優先。</p> <p>名簿があるっていいましたね。</p> <p>取得後の面積と経営規模の格差がないように、2人重なった時に</p>

	は小さい方を優先する。 基準が分かりません。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	基準面積と目標面積というのは、あっせん基準で決めていまして、作物の形態ごとに、基準面積とか目標面積を決めています。 例えば、甘夏、水稻、玉葱ですと、83アール必要だとか、田と水稻だと135アール必要とか、経営形態ごとに、基準面積を決めています。
議長	認定農家になるときには、一番下にある、経営規模を拡大するとか書いてあるから、それに近いのかどうか。 そうしないと、決まってない時に、何も条件で手を挙げてきたときには、誰かを選ばないといけないから、こういうあっせんを作っている。
7番委員	はい、議長。
議長	はい、7番、山内委員。
7番委員	今、借りている人は、認定就農者なの？
議長	新規就農者。
7番委員	新規就農の人が借りているんでしょ それは認定就農者なの？
議長	認定農家になれないと借りられないから。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	先程お話があった、あっせん順位の話をされました、経営面積と経営規模拡大目標面積との格差が小さい者を優先する。 今回の場合は売りたいですけど、買いたい人の申し出もあります。 その時は、内容が変わってきます。 資料には短い文で書いてあるので、分かりづらくなりました。

7番委員	はい、議長。
議長	はい、7番、山内委員。
7番委員	経営面積が小さい人のほうが優先でしょ。 そういうことじゃないの？
議長	自分の経営面積と経営規模拡大目標面積との格差が小さい者。
議長	岡本委員、何かありますか。
19番委員 (岡本成道君)	私が思ったのは、税の控除の分で、こっちだけが対応されるじゃないですか、公社の場合は。 あっせん事業の場合も同一なのかなと、譲渡所得税の課税対象が8,000,000円というのがあるんですが、土地だけなのか、物件とかもあっせんの場合は含まれるのですか？
議長	公社の場合は、建物とかは入らないですね。
事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	農地だけだと思います。
7番委員	はい、議長。
議長	はい、7番、山内委員。
7番委員	みかんが植わっていたら、みかんの木は入らないということですか。 今、新規就農が育てているわけでしょ。 売る人がみかんの木を含めて、10,000,000円なら10,000,000円と。
議長	ハウスとかは建物と。
7番委員	樹木はいいわけ？ では、ハウス含めて10,000,000円と言ったら、ハウスは除いて8,000,000円になる？

議 長	だから公社のは、そこが引っかかっているんです。
9 番委員	はい、議長。
議 長	はい、9 番、戸次委員。
9 番委員	<p>この前も農地だけと言って、ハウスは含まれないと言われたけど、みかん山の場合は木が植わっているけど、それは含まれないと言って、成園と未成園との価格が違ったじゃないですか。</p> <p>成園になっている樹園地は、いくらと出しているけど、それは違う。</p> <p>土地代だけと、前回、言われたと思うけど。</p> <p>みかん園は、普通に考えたら、土地とみかんの木が植わっている、みかん山を売るとしたら、両方を含めてですよ。</p> <p>農地だけだよと言われたと思うんですけど。</p>
議 長	農地の単価で買ってと思うんですけど。
9 番委員	農地と言ったら、みかん山があつたら、みかんの木も含まれるんですよ。
議 長	<p>だから、みかん園は畑で出てくるでしょ。</p> <p>田は田で。</p> <p>結局、地目じゃないですか。</p> <p>ハウスは入らない。</p> <p>畑の上に作物が植わっているのは、農地なんです。</p>
9 番委員	<p>この前、中村委員も言っていましたが、成園、未成園では価格が違うと。</p> <p>でもそれは違う、農地だけだよと言われたと思うんですけど。</p>
議 長	<p>これは税金なので。</p> <p>これは売買だから。</p> <p>買う人が園地で買うのか、ただの畑で買うのか。</p> <p>8, 0 0 0, 0 0 0 円まで所得は、税金がかかりませんということなので、土地だけの。</p>
9 番委員	では、あつせんを使う場合、果樹園だったら成園であろうが、果樹の木を含まれた金額になるということですね。
議 長	ここには小屋とかも作ってありますが、小屋とかは別なんです。
9 番委員	ハウスでされているみかん山はどんなですか。

議 長	<p>そこをどう評価するか。</p> <p>土地が8,000,000円になっているから8,000,000円で売りますと言うけど、土地が5,000,000円でハウスが3,000,000円だったときは、5,000,000円だけしか控除が出来ないということ。</p> <p>3,000,000円は税金がかかりますということ。</p> <p>税金がかかるかどうかで、ここに通ってきているわけですので、これが全体で8,000,000円かどうかは、分からないですけど。</p> <p>土地やハウスがいくらなのかは、我々には分からないわけです。</p>
事務局	はい、議長。
議 長	はい、事務局。
事務局	<p>こちらでも調べたいと思いますが、農地があって、そこに樹木があって、ハウスなどの施設がある農地の価格といった時には、ハウスは入らないけど、樹木等は農地価格に含むのかどうかというのが、戸次委員が気になっているところかと思いますので、こちらでも次回までに調べて、確認しておきたいと思います。</p>
議 長	<p>御質疑、御意見もないようですので、議第57号、農用地あっせんの申出について、は、本案のとおり決定してよろしいですか。</p>
	(異議なしと言うものあり)
議 長	<p>御異議もないようですので、議第57号、農用地あっせんの申出について、は、本案のとおり決定いたします。</p> <p>全提出議案の審議が終わりましたので、これをもちまして、第16回水俣市農業委員会会議を終了いたします。</p> <p>皆様、お疲れ様でした。</p>

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員